

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

民法の相続に関する規定

Q: 民法で定められている相続に関する規定にはどんなものがありますか。教えてください。

A: 民法の相続に関する規定で主なものは次のようなものがあります。

(1) 相続の開始

相続は、人の死亡によって開始します。

相続開始の場所は、被相続人の死亡当時の住所地です。

(2) 相続人

相続人は、被相続人と一定の身分関係のある者、即ち、その配偶者、子、直系尊属、兄弟姉妹で相続開始時に生存している者です。相続人となる者が死亡しているときは代襲相続になります。

胎児はすでに生まれたものとみなして相続権があります。

(3) 相続人の法定順位

- 第1順位 子と配偶者
- 第2順位 配偶者と直系尊属
- 第3順位 配偶者と兄弟姉妹

(4) 法定相続分

- ①子、配偶者 それぞれ1/2
- ②配偶者、直系尊属
配偶者2/3 直系尊属1/3
- ③配偶者、兄弟姉妹
配偶者3/4 兄弟姉妹1/4
- ④子、直系尊属又は兄弟姉妹
各自均分
- ⑤妻のみ 全額

